

令和4年度メンタルヘルス対策の重点取組事項に係る留意事項

1 研修事業の充実

- (1) 年に一度のメンタルヘルスに係る職場研修を実施した学校は243校（93.8%）、実施していない学校は16校（6.2%）であった。また、研修用DVD（教育局から貸出し）を活用した学校は10校（3.9%）、ヘルスアップセミナー等の「講師派遣」を活用した学校は7校（2.7%）であった。

特に職場研修を実施していない学校については、研修用DVDやヘルスアップセミナー等を活用した研修に努め、少なくとも年に一度の職場研修を実施すること。

- (2) 令和3年度は、メンタルヘルスセミナーをオンデマンド配信として実施した。令和4年2月末までであった配信期限を延長して現在も配信中なので、令和4年度新任の学校管理職はもとより、これまで参加したことの無い管理職は特に参加に努め、職場のメンタルヘルスカケア等についての理解を深めること。

2 衛生委員会の活性化

- (1) 道教委が作成した「衛生委員会活性化の手引き」を活用した学校は235校（90.7%）、活用していない学校は24校（9.3%）であった。

「衛生委員会活性化の手引き」を活用することにより、衛生委員会の設置の根拠や趣旨・役割、会議の進め方等に対する理解を深めることができるので、特に活用していない学校は活用し、衛生委員会の一層の充実に資すること。

- (2) 衛生委員会の開催状況については、北海道立学校職員安全衛生管理規程運用方針13（1）で定められている年間12回以上の開催数の学校が46校（17.8%）であった。一方、一度も開催しなかった学校が2校（0.8%）、1回のみ開催した学校が31校（12.0%）という状況であった。

平成28年度から実施となったストレスチェック制度を実効性のある取組とするため、衛生委員会での調査審議が必要でもあることから、衛生委員会の複数回以上の開催に努めること。

- (3) 道教委の通知、ホームページ及び共済だより等に掲載されるメンタルヘルス関連の情報について、衛生委員会で積極的に活用するとともに、職員に周知すること。

3 「メンタルヘルス・アクションプラン」の策定等

- (1) 重点取組事項を決定した学校は228校（88.0%）、決定していない学校は31校（12.0%）であった。また、職員の意識啓発のため、「メンタルヘルスの日」を設定した学校は113校（43.6%）、設定していない学校は146校（56.4%）であった。

各学校においては、実情を踏まえた重点取組事項を定め、その定着及び実施に努めること。

- (2) 年度末の衛生委員会において、「重点取組事項（メンタルヘルス・アクションプラン）」の総括を行うとともに、総括の結果を踏まえた翌年度の取組に係る検討を行うこと。

4 ストレスチェック制度の実施

令和4年3月22日付け一部改正「道立学校職員ストレスチェック制度実施要綱」に基づき、適切に実施すること。

なお、職員は、専門医療機関に通院中などの特別な事情がない限り、ストレスチェックを受けるよう努めることとし、校長は、受検率が100%となるよう勧奨に努めること（令和3年度受検率：97.2%）。また、校長は、学校ごとの集計・分析結果に基づき、必要に応じ、職場環境の改善のための措置を実施すること。